

河内長野市立西中学校

西中いじめ防止基本方針

令和8年4月版

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒達にもどの学校にも起こり得ることから、学校・家庭・地域が一体となって、継続して、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない環境・土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は教育活動のあり方と密接に関わっており、すべての教職員が日々、実践することが大切である。

1 いじめとは・・・

○いじめの定義を理解する

「いじめ」とは「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）により、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、児童生徒の立場に立つて行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識とする。

① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。

② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。

⑥ いじめは教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。

⑦ いじめは家庭教育のあり方にも大きな関わりをもっている時もある。

⑧ いじめは学校・家庭・地域などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II いじめ防止等の対策のための組織

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う。本校においては、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、いじめ問題に対応するため「いじめ・不登校対策委員会」を設置している。そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開する。

1 いじめ・不登校対策委員会について

◀ いじめ・不登校対策委員会組織 ▶

＜構 成 員＞ 校長、教頭、首席、生徒指導主事、通級担当者、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、生徒支援員、支援教育コーディネーター等

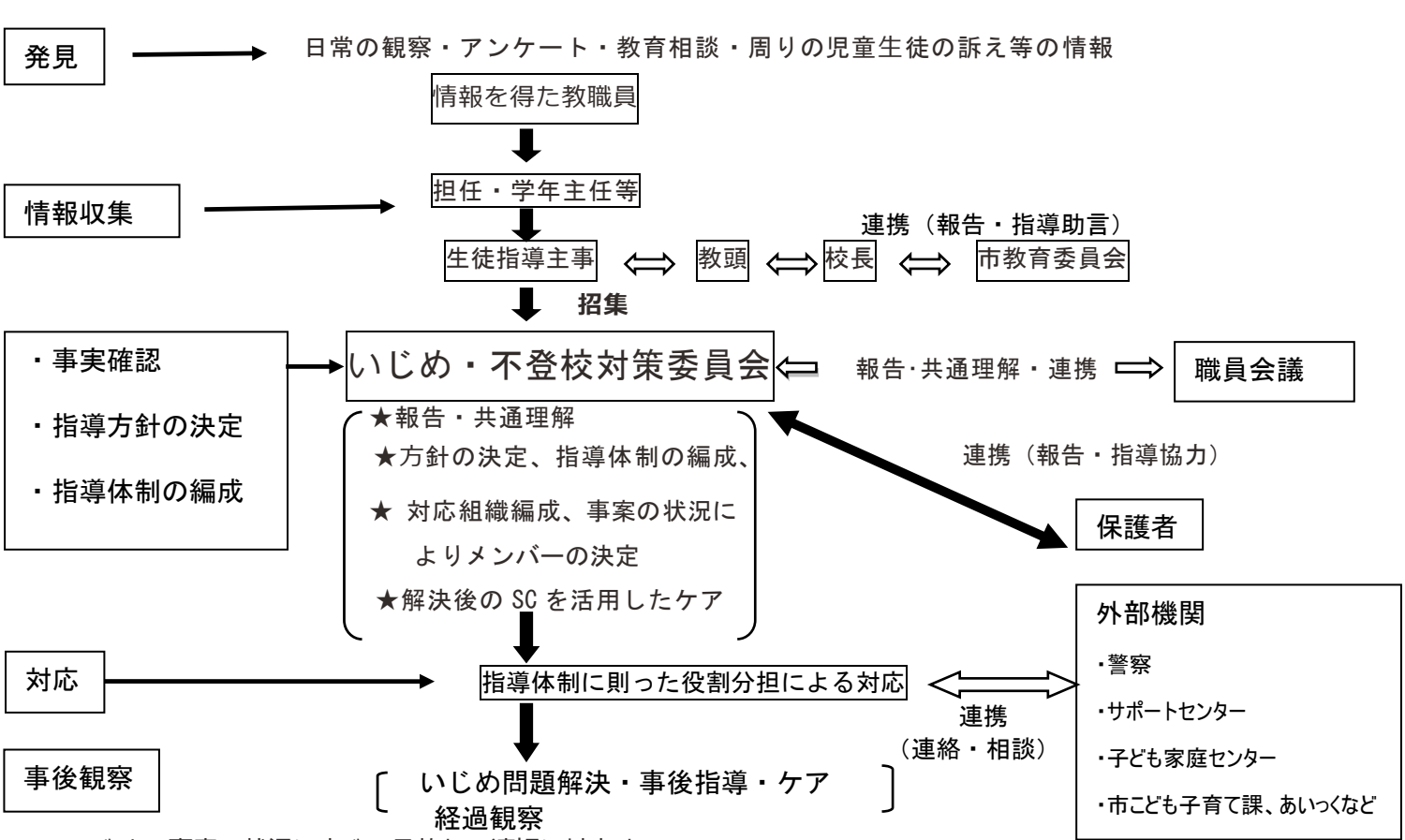
※委員会の構成員は実態等に応じて柔軟に対応することも考える。

○定例のいじめ・不登校対策委員会は、1ヶ月に1回程度開催する。

○いじめ事案の発生時は、緊急会議を開催し、事案に応じて対応する。

○いじめ・不登校対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底させる。

2 いじめ発覚時の組織的な対応フロー図（学校全体の取組）



※ いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※ いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報がはいつてから学校の決定に至るまでを、情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。

ただし、いじめが重大な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。

III いじめの未然防止について

いじめ問題において「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには「いじめは、どの学級にもどの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない環境・土壌づくり」に取り組む。

1 生徒や学級の様子を知るためには・・・

- ① 教職員の気づきが基本
- 生徒や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、可能な限り生徒たちと場を共にする。その中で、生徒たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推察することができる感性を高めていく。
- ② 実態把握の方法
- 生徒の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画を立てる。そのためには、生徒及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、生徒のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることもある。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員・学校間で適切な引き継ぎを行う。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには・・・

主体的な活動を通して、生徒達が自分自身を価値ある存在と認め大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」に取り組む。また、生徒にとって教職員の姿勢は重要な教育環境の一つである。教職員が生徒に対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒に自己有用感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え未然に防止する上で大きな力となる。

① 生徒達のまなざしと信頼

生徒は教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は大人として生徒の良きモデルとなり、慕われ信頼されるように努める。

② 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業・生徒指導等について相談するなど、気軽に話ができる職場の雰囲気大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し心の通い合う学校づくりを推進する。

③ 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫しそれぞれの違いを認め合う仲間づくりに努める。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が生徒を成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり生徒は大きく変化する。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには・・・

人権尊重の精神の醸成・涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また様々なかかわりを深める質の高い体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

① 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させる。また、生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに人権意識の高揚を図る。

② 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけいじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめない、いじめを許さないという、人間性豊かな心を育てる。

生徒は、心が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省みいじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の生徒の実態に合わせ、題材や資料等の内容を十分に検討した上で取り扱う。

③ 質の高い体験教育の充実

生徒は自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していく。

現在の生徒は、福祉体験やボランティア体験、職業体験等の「生きた社会」とのかかわりが少なく、学校が意識的に発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

- ・体験型環境学習
- ・自然の中での宿泊体験
- ・職場体験
- ・福祉体験
- ・伝統文化芸術体験
- ・交流及び共同学習
- ・地域との交流
- 等

④ コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

現在の生徒は、他者と関わる生活体験や社会体験が少ないため、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を増やしていくことが必要である。

生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くために具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

4 保護者や地域の方への働きかけ

いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やＨＰ、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

Ⅳ いじめの早期発見について

当然のことながら、いじめも早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない鋭い認知能力を向上させなければならない。

また、生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集する。

1 教職員のいじめに気づく力を高めるためには・・・

①生徒の立場に立つ

一人ひとりを人格のある人間として、その個性と向き合い人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨く、生徒の言葉をきちんと受けとめる、生徒の立場に立つ、生徒を守るという姿勢を大切にする。

②生徒を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する生徒に気づき、生徒の些細な言動から表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのために、生徒の気持ちを受け入れる心を大切にし、共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。

2 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとる。

《 分 類 》		《抵触する可能性のある刑罰法》
ア.	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる.....	▶脅迫、名誉毀損、侮辱
イ.	仲間はずれ、集団による無視	※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
ウ.	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	▶暴行
エ.	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	▶暴行、傷害
オ.	金品をたかられる	▶恐喝
カ.	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	▶窃盗、器物破損
キ.	いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする...	▶強要、強制わいせつ
ク.	パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	▶名誉毀損、侮辱

3 早期発見のための手だて

①日々の観察 ～生徒がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを可能な限り目指し、生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることはいじめ発見に効果がある。また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる。

②観察の視点 ～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、生徒は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。また、気になる言動がみられて場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

③教育相談 ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声をかけるなど、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。それは、教職員と生徒との信頼関係の上で形成されるものである。

また、定期的な教育相談週間を設けて生徒を対象とした教育相談を実施するなど、相談体制を整備する。本校では、毎学期、全校生徒を対象に担任を中心としたカウンセリング週間を設けている。また生徒により近い存在である教員とは異なった立場の生徒支援員も相談窓口の役割を担っている。そして、必要があれば積極的にＳＣも活用する。

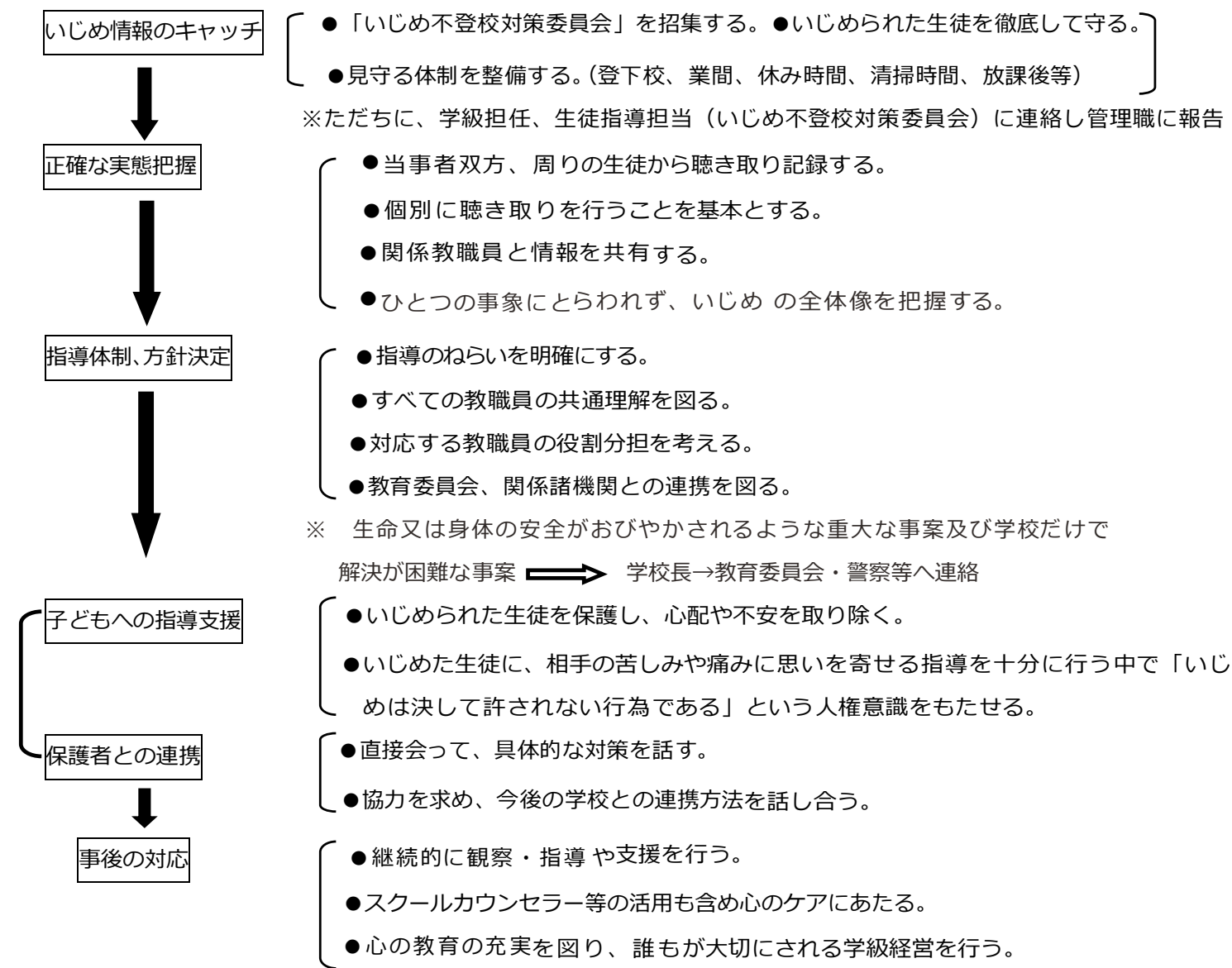
④カウンセリングシート（いじめ調査アンケート）

各学期に１回以上を実施。いじめられている子どもにとってはその場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名・無記名・持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施する。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識ももつ。

V いじめ対応について

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく早期に適切な対応をする。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行う。また、解決に向けて教員が一人で抱え込まず学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため日常的に取り組む計画を立て継続的に見守る。

1 いじめ対応の基本的な流れ ～問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応～



2 いじめ発見時の対応

いじめを認知した教職員は、その時にその場でいじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。あわせて、学級担任、学年主任、生徒指導主事にただちに連絡し管理職に報告する。

① いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は当たり前のことではあるが、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行う。
- 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

② 事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめ行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て正確に把握する。なお保護者への対応は、複数の教職員(学年主任・担任・生指担当)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

【把握すべき情報（例）】

- ◆誰が誰をいじているのか？【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこで起こったのか？【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か？【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？【期間】

3 いじめ発生した時の指導ポイント

① いじめられた生徒に対して

- 事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ共感することで心の安定を図り「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
(保護者に対しては・・・)
- 発見したその日のうちに家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。また、学校の指導方針を示し継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。

② いじめた生徒に対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聴き、生徒の背景にも目を向け指導する。また、心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
(保護者に対しては・・・)
- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。また、「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、いじめた生徒の変容を図るために今後のかかわり方などを一緒に考え取り組むことを確認する。

③周りの生徒たちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず学級及び学年・学校全体の問題としてとらえ、いじめに関するマスコミ報道や体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学年・学校全体に示し、はやし立てたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させる。

④ 継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、教育相談・日記・手紙などで積極的にかかわりながら、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。

4 ネットいじめ指導ポイント

- 教職員はインターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し情報モラルに関する指導力の向上に努める。

